

# 2023 年度税制改正大綱 速報

December, 2022

## In brief

2022年12月16日に、自由民主党・公明党両党より2023年度(令和5年度)税制改正大綱(以下、「2023年度税制改正大綱」)が、公表されました。2023年度税制改正大綱は、「マーケット」「産業」「人材」への成長投資を一体的に強化することで、「成長と分配の好循環」の連鎖を生み出す取組みとして策定され、加えて、国際課税制度の見直しに係る国際合意に沿ったグローバルミニマム課税の導入、人口減少少子高齢化といった国内の構造変化や国際経済や安全保障など外的環境の変化に的確に対応するための既存税制の見直し及び新たな制度の創設が盛り込まれています。

本ニュースレターでは、2023年度税制改正大綱に基づく税制改正(以下、「2023年度税制改正」)のうち、法人に関する主要な改正事項を中心に解説します。詳細については、続報ニュースレターで別途お伝えします。

## In detail

### 法人課税

#### 1. 政策税制

##### (1) 研究開発税制

投資を増加させるインセンティブを更に強化するため、現行科学技術基本計画の達成状況も念頭に置きつつ、一般型の控除率カーブについて、試験研究費の増加率に応じたメリットをより高める一方、控除率の下限は引き下げ、メリハリのある見直しが行われます。控除額が上限に達した企業に対しても、一律に設定されている控除上限を変動させる新たな仕組みが導入されます。

オープンイノベーション型においては、研究開発型スタートアップ企業の定義を見直し、対象を大幅に拡大し、新規高度研究業務従事者を取り入れるインセンティブとなる、新たな類型も創設されます。サービス開発のための試験研究については、既存ビッグデータを活用する場合も対象とする等の見直しが行われます。

##### (2) オープンイノベーション促進税制

オープンイノベーション促進税制(特別新事業開拓事業者(スタートアップ企業)に対し特定事業活動として出資をした場合の課税の特例)について、対象となる「特定株式」を拡充し(買収も含める)、5年内に成長率や投資規模等の要件を満たした場合には、その後も減税メリットを継続させる仕組みに見直されます。

##### (3) DX 投資促進税制

DX 投資促進税制において、主務大臣の確認要件の見直しを行ったうえで、適用期限が2年延長されます。

## 2. 中小企業関連

### (1) 中小企業技術基盤強化税制

増減試験研究費割合が 9.4%を超える場合の特例を増減試験研究費割合が 12%を超える場合の特例とする見直し等を行ったうえで、適用期限が 3 年延長されます。

### (2) 中小企業投資促進税制及び中小企業経営強化税制

対象資産等を見直したうえで、適用期限が 2 年延長されます。

### (3) 中小企業者等に係る軽減税率の特例

適用期限が 2 年延長されます。

## 3. その他

### (1) 暗号資産の評価方法等の見直し

法人が事業年度末において有する暗号資産のうち時価評価により評価損益を計上するものの範囲の見直し等が行われます。

### (2) 賃上げ促進税制の給与等の範囲

法人が使用人に対して支給するつみたて NISA 奨励金で所得税法の給与等に該当するものは賃上げ促進税制(給与等の支給額が増加した場合の税額控除制度)の対象となる給与等に該当することが明確化されます。

### (3) 株式交付制度における課税措置の見直し

株式等を対価とする株式の譲渡に係る所得の計算の特例について、株式交付後に株式交付親会社が同族会社(非同族の同族会社を除く)に該当する場合が対象から除外されます。改正は、2023 年 10 月 1 日以後に行われる株式交付について適用されます。

### (4) 産業競争力強化法の事業再編計画認定に基づくスピンオフ税制の創設

2023 年 4 月 1 日から 2024 年 3 月 31 日までの間に産業競争力強化法の事業再編計画の認定を受けた法人が同法の特定剰余金配当として行う現物分配で完全子法人の株式が移転するものは、株式分配に該当することとし、その現物分配のうち次の要件に該当するものは、適格株式分配に該当することとされます。

- ① 法人の株主の持株数に応じて完全子法人の株式のみを交付するもの
- ② 現物分配直後にその法人が有する完全子法人株式の数が発行済株式総数の 20%未満となること
- ③ 完全子法人の従業者のおおむね 90%以上がその業務に引き続き従事することが見込まれていること
- ④ 適格株式分配と同様の非支配要件、主要事業継続要件及び特定役員継続要件を満たすこと
- ⑤ 認定に係る関係事業者又は外国関係法人の特定役員に対して新株予約権が付与され、又は付与される見込みがあること等の要件を満たすこと

### (5) 企業再生に関する税制

事業再構築のための私的整理法制が整備されることを前提に、企業再生に関する税制について貸倒引当金制度や欠損金の繰越控除制度等についての一定の措置が設けられます。

### (6) 特定の資産の買換えの場合等の課税の特例

特定の資産の買換えの場合等の課税の特例について、対象範囲等の見直しを行ったうえで適用期限が 3 年延長されます。

## (7) グループ通算制度における申告期限

通算子法人の残余財産の確定の日が通算親法人の事業年度終了の日である場合におけるその通算子法人の法人税及び地方法人税の確定申告書の提出期限を、2023年4月1日以後に現行の提出期限が到来する確定申告書から、その事業年度終了の日の翌日から2月以内とされます。

## 4. 國際課税

### (1) グローバルミニマム課税(「第2の柱」)への対応

2023年度税制改正においては、グローバルミニマム課税の詳細に係る国際的な議論の進展や、諸外国における実施に向けた動向等を踏まえ、所得合算ルール(IIR: Income Inclusion Rule)に係る法制化が行われます。新たな制度の導入により、内国法人の2024年4月以後に開始する対象会計年度について、各対象会計年度の直前の4対象会計年度のうち2以上の対象会計年度の総収入金額が7億5千万ユーロ相当額以上である特定多国籍企業グループ等に属する内国法人に対して、各対象会計年度の国際最低課税額に対する法人税(仮称)および特定基準法人税額に対する地方法人税(仮称)が課されることとなります。また、当該制度の導入に合わせて情報申告制度も創設されます。

なお、軽課税所得ルール(UTPR: Undertaxed Profits Rule)および国内ミニマム課税(QDMTT: Qualified Domestic Minimum Top-up Tax)を含め、OECDにおいて来年以降に実施細目が議論される見込みであるものについては、国際的な議論を踏まえ、2024年度税制改正以降での法制化が検討されることとなります。

### (2) 外国子会社合算税制(CFC税制)等の見直し

外国子会社合算税制については、国際的なルールにおいても「第2の柱」と併存するものとされており、「第2の柱」の導入により対象企業に追加的な事務負担が生じること等を踏まえ、次の見直しを行うこととされます。

- ① 特定外国関係会社の各事業年度の租税負担割合が27%以上(現行:30%以上)である場合には、会社単位の合算課税の適用が免除されます。
- ② 申告書に添付することとされている外国関係会社に関する書類の範囲から次に掲げる部分対象外国関係会社に関する書類を除くとともに、その書類を保存することとされます。
  - i. 部分適用対象金額がない部分対象外国関係会社
  - ii. 部分適用対象金額が2,000万円以下であること等の要件を満たすことにより本制度が適用されない部分対象外国関係会社
- ③ 申告書に添付することとされている外国関係会社に関する書類(外国関係会社の株式等を直接又は間接に有する者(株主等)に関する事項を記載するものに限る。)の記載事項について、当該書類に代えてその外国関係会社と株主等との関係を系統的に示した図にその記載事項の全部又は一部を記載することができます。
- ④ 上記の見直しのほか、内国法人に係る外国子会社合算税制について所要の措置が講じられます。
- ⑤ 居住者に係る外国子会社合算税制、特殊関係株主等である内国法人に係る外国関係法人に係る所得の課税の特例等の関連制度につき、上記の見直しを踏まえた所要の措置が講じられます。

上記の改正は、内国法人の2024年4月1日以後に開始する事業年度について適用されます。

### (3) 特定複合観光施設区域整備法に基づくIR(Integrated Resort)に関する税制

非居住者のカジノ所得の非課税制度が創設され、2027年1月1日から2031年12月31日までの間のカジノ所得が非課税とされます。

#### (4) 上場株式等の配当等に係る租税条約等の適用手続

上場株式等の配当等に係る租税条約等の適用手続について、光ディスク等による税務署長に対する提供に代えて、電子情報処理組織を使用する方法(e-Tax)により提供することができることとされ、2024年7月1日以後に提供する事項について適用となります。

### 5. 納税環境整備

#### (1) 電子帳簿等保存制度の見直し

事業者等における経理の電子化の実施状況や対応可能性、適正な課税の確保の観点での必要性等を考慮しつつ、必要な見直しが行われます。

過少申告加算税の軽減措置の対象となる優良な電子帳簿について、その範囲が合理化、明確化され、2024年1月1日以後に法定申告期限等が到来する国税について適用されます。

スキヤナ保存制度については、制度の利用促進を図る観点から、更なる要件の緩和措置が講じられ、2024年1月1日以後に保存が行われる国税関係書類について適用されます。

電子取引の取引情報に係る電磁的記録の保存制度については、システム対応が間に合わなかったことにつき相当の理由がある事業者等に対する新たな猶予措置を講ずるとともに、他者から受領した電子データとの同一性が確保された電磁的記録の保存を推進する観点から、検索機能の確保の要件について緩和措置が講じられ、2024年1月1日以後に行う電子取引の取引情報に係る電磁的記録について適用されます。

#### (2) 税務手続のデジタル化キャッシュレス化

税務手続のデジタル化 キャッシュレス化により、納税者の利便性を向上させ適正な申告・納付を促すため、申告手続の簡素化や申告・納付手続の一体化等の見直しが講じられます。

#### (3) 加算税制度の見直し

無申告加算税の割合(現行:15% - 20%)について、納付すべき税額が300万円を超える部分に対する割合が30%に引き上げられ、過去に無申告加算税又は重加算税が課されたことがある一定の場合に、無申告加算税又は重加算税の割合を10%加重する措置が設けられます。改正は2024年1月1日以後に法定申告期限が到来する国税について適用されます。

### 地方税

#### 1. グローバルミニマム課税への対応

法人住民税の計算の基礎となる法人税額に各対象会計年度の国際最低課税額に対する法人税(仮称)の額は含まれないことがあります。

#### 2. 固定資産税

中小企業等経営強化法の規定による計画に適合し、労働生産性の要件について認定を受けた償却資産に係る固定資産税について3年間減額する等の措置が講じられます。

### 消費税

#### 1. 適格請求書等保存方式(インボイス制度)の円滑な実施のための見直し

##### (1) 適格請求書発行事業者となる小規模事業者に係る税額控除に関する経過措置

免税事業者であった者がインボイス発行事業者になった場合の納税額を売上税額の2割に軽減する3年間の負担軽減措置が講じられます。

## (2) 事業者の事務負担軽減

一定規模以下の事業者の行う少額の取引につき、帳簿のみで仕入税額控除を可能とする6年間の事務負担軽減策を講じるとともに、振込手数料相当額を値引きとして処理する場合等の事務負担を軽減する観点から、少額の返還インボイスについて交付義務が免除されます。

## (3) 適格請求書発行事業者の登録

免税事業者のインボイス発行事業者への登録等について見直しが行われます。

## 2. その他

特定複合観光施設区域整備法の規定により認定設置運営事業者のカジノ業務に係るものとして経理される課税仕入れ等についての取扱いが整備されます。

資金決済に関する法律の改正に伴い、同法に規定する電子決済手段の譲渡について、消費税が非課税とされます。

事業再構築のための私的整理法制が整備されることを前提に、消費税に係る貸倒れの範囲に事業再構築のための計画が成立したことにより債権の切捨てがあったことが加えられます。

## 個人所得税、資産税等

### 1. 個人所得課税関連

#### (1) NISA の見直し

「資産所得倍増プラン」の実現に向け、「貯蓄から投資へ」の流れを加速し、中間層を中心とする層が、幅広く資本市場に参加することを通じて成長の果実を享受できる環境を整備することが極めて重要であることから、NISA制度(非課税口座内の少額上場株式等に係る配当所得及び譲渡所得等の非課税措置(一般NISA)および非課税累積投資契約に係る非課税措置(つみたてNISA))の恒久化・抜本的拡充を行ふこととされます。改正により年間投資上限額の合計は360万円となり、英国ISA(約335万円)を上回る規模となります。

#### (2) スタートアップ エコシステムの抜本的強化のための措置

スタートアップの成長を促していくためには、「創業」、「事業展開」、「出口」の各段階を通じたインセンティブの充実が必要とされますが、スタートアップ支援優遇措置(特定中小会社が設立の際に発行した株式の取得に要した金額の控除等の特例)の創設の他、現行のエンジェル税制及びストックオプション税制の見直しが行われます。

保有する株式を売却し、スタートアップ<sup>1</sup>に再投資する場合には再投資分につき株式譲渡益に課税しない制度(特定中小会社が設立の際に発行した株式の取得に要した金額の控除等の特例)が創設されます。その上限額については、米国のQSBSに係る株式譲渡益の非課税措置の規模(約13.5億円)を上回る20億円とされます。

「事業展開」を後押しする観点から、ストックオプション税制(特定の取締役等が受ける新株予約権の行使による株式の取得に係る経済的利益の非課税等)の権利行使期間の上限を、一定の株式会社<sup>2</sup>が付与する新株予約権について10年から15年に延長されます。

<sup>1</sup> 設立の日の以後の期間が1年未満の中小企事業者であること等一定の要件を満たす株式会社

<sup>2</sup> 設立の日以後の期間が5年未満の株式会社で、金融商品取引所に上場されている株式等の発行者である会社以外の会社であることその他の要件を満たすものとされます。

「出口」(投資の Exit)については、現在は IPO に偏重していますが、スタートアップ企業の M&A を促進することで、その後の「事業展開」において、より力強い成長を実現することが期待されます<sup>3</sup>。エンジェル税制(特定中小会社が発行した株式の取得に要した金額の控除等及び特定中小会社が発行した株式に係る譲渡損失の繰越控除等)について、一定の控除の措置等が講じられる他、個人によるエンジェル税制の申請手続が簡素化されます。

### (3) 株式交付制度における課税措置の見直し

株式等を対価とする株式の譲渡に係る所得の計算の特例について、株式交付後に株式交付親会社が同族会社(非同族の同族会社を除く)に該当する場合が対象から除外されます。改正は、2023年10月1日以後に行われる株式交付について適用されます。

### (4) 極めて高い水準の所得に対する負担の適正化

株式の譲渡所得のみならず、土地建物の譲渡所得や給与 事業所得、その他の各種所得を合算した所得金額(基準所得金額)から特別控除額(3.3億円)を控除した金額に、22.5%の税率を乗じた金額が納めるべき所得税の金額を超過した場合に、その超過した差額を追加的に申告納税することとされ、2025年分以後の所得税について適用されます。

## 2. 資産課税関連

相続時精算課税制度に基づき控除を設ける等の見直し、暦年課税における相続前贈与の加算期間の延長等、贈与税の非課税措置(教育資金の一括贈与等)の見直しが行われます。

### 防衛力強化に係る財源確保のための税制措置

防衛力強化に係る財源確保のための税制措置として、法人税、所得税及びたばこ税について新たな措置が講じられ、2024以降の適切な時期から施行されます。

法人税は、法人税額から500万円を控除後の金額に4-4.5%の新たな付加税が課されます。所得税は、復興特別所得税の税率を1%引き下げるとともに、課税期間を延長し、引き下げられた1%が防衛力強化に係る付加税となります。

---

### Let's talk

---

より詳しい情報、または個別案件への取り組みにつきましては、当法人の貴社担当者もしくは下記までお問い合わせください。

#### PwC 税理士法人

〒100-0004 東京都千代田区大手町1丁目2番1号 Otemachi One タワー

Email: [jp\\_tax\\_pr-mbx@pwc.com](mailto:jp_tax_pr-mbx@pwc.com)

[www.pwc.com/jp/tax](http://www.pwc.com/jp/tax)

パートナー

鬼頭 朱実

パートナー

浅川 和仁

ディレクター

荒井 優美子

シニアマネージャー

山田 盛人

シニアマネージャー

朝倉 雅彦

---

<sup>3</sup> 令和2年度産業経済研究委託事業(企業の成長投資・オープンイノベーション促進に向けた環境整備のための調査研究)  
[https://www.meti.go.jp/policy/newbusiness/houkokusyo/r2houkokusho\\_ma\\_report\\_2.pdf](https://www.meti.go.jp/policy/newbusiness/houkokusyo/r2houkokusho_ma_report_2.pdf)

PwC 税理士法人は「Tax Academy」を開設し、国際税務領域の人材育成支援を目的とした e-learning コンテンツを 2022 年 10 月より配信しています。

「Tax Academy」のシリーズ講座は、日本企業が海外に事業展開する際に事前に検討すべき論点を網羅しているほか、当法人の国際税務領域における豊富な実務経験や、PwC グローバルネットワークを通じて得た知見を生かすことで広範囲な専門分野をカバーしています。各コース（有料）を通じて、国際税務を基礎から体系的に学びたい方や、企業の税務部門担当として国際税務の知識を身に付けてスキルアップしたい方をサポートします。

詳細は以下をご参照ください。

[www.pwc.com/jp/tax-academy](http://www.pwc.com/jp/tax-academy)

PwC 税理士法人は、企業税務、インターナショナルタックス、M&A 税務、税務業務のデジタルトランスフォーメーション（DX）などを含む幅広い分野の税務コンサルティングにおいて、PwC グローバルネットワークと連携しながら、ワンストップでサービスを提供しています。国内外のプロフェッショナルの知見と経験を結集し、企業のビジネスパートナーとして重要な経営課題解決を包括的にサポートします。

PwC は、社会における信頼を築き、重要な課題を解決することを Purpose（存在意義）としています。私たちは、世界 152 カ国に及ぶグローバルネットワークに 328,000 人以上のスタッフを擁し、高品質な監査、税務、アドバイザリーサービスを提供しています。詳細は [www.pwc.com](http://www.pwc.com) をご覧ください。

本書は概略的な内容を紹介する目的のみで作成していますので、プロフェッショナルによるコンサルティングの代替となるものではありません。

© 2022 PwC Tax Japan. All rights reserved.

PwC refers to the PwC network member firms and/or their specified subsidiaries in Japan, and may sometimes refer to the PwC network. Each of such firms and subsidiaries is a separate legal entity. Please see [www.pwc.com/structure](http://www.pwc.com/structure) for further details.